

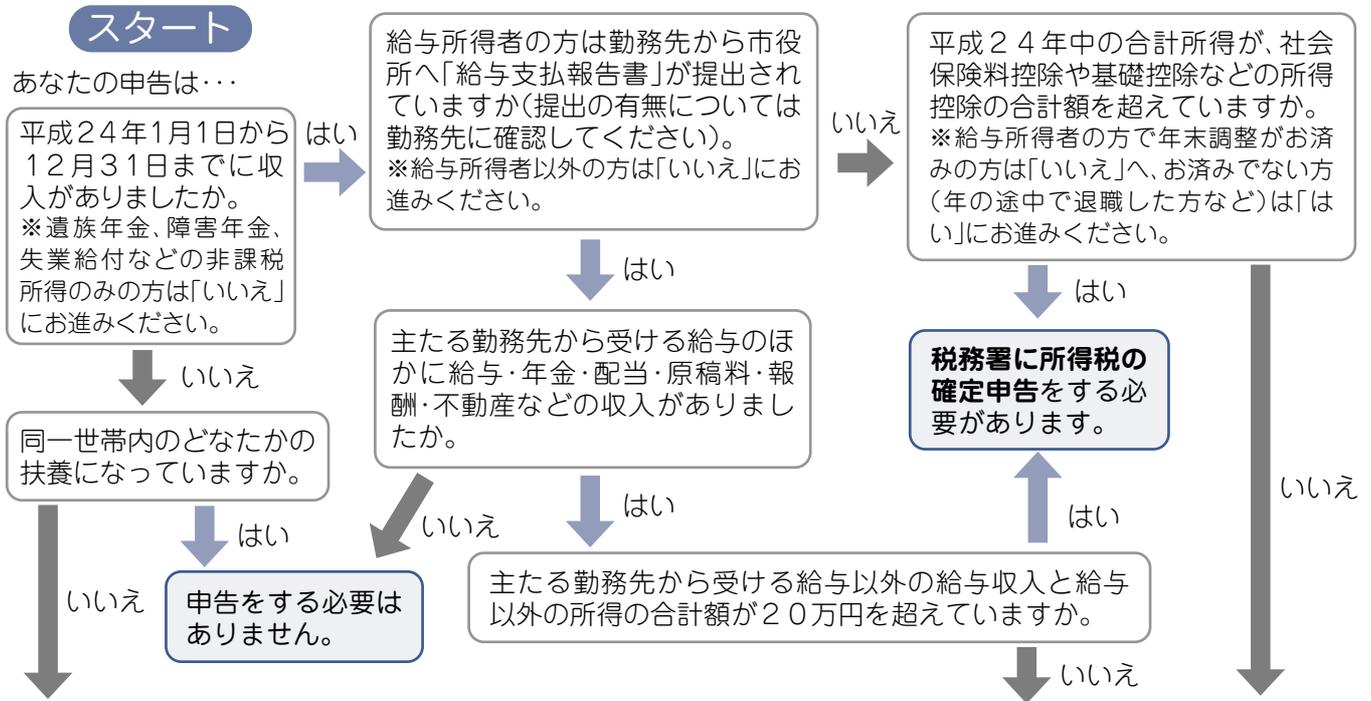
# 税の申告は正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。平成24年分の所得税の確定申告の受け付けは、

**「2月18日(月)から3月15日(金)まで」**です。

朝霞税務署では、平日(月～金曜日)以外でも2月24日・3月3日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います(そのほかの土・日曜日は受け付けできません)。

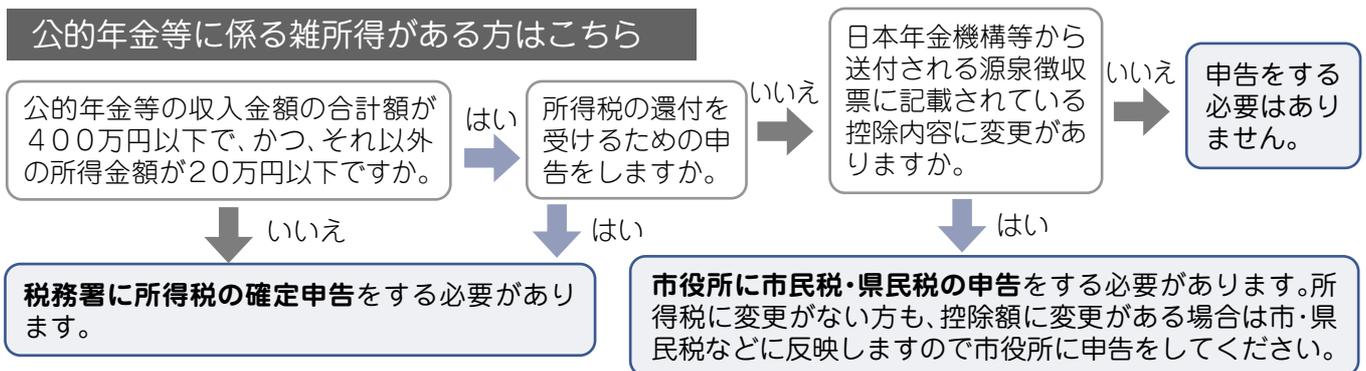
期限間近になりますと会場がたいへん混み合います。申告は早めに済ませましょう。



## 市役所に市民税・県民税の申告をしてください。

※収入のなかった方や住民税がかからない方についても、申告をしていただくことにより国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料、ならびに児童手当など各種手当の申請、諸証明書発行等の資料となります。

## 公的年金等に係る雑所得がある方はこちら



## 所得税(確定申告)の申告受付／税務署

### 申告書は自分で

還付申告は簡単な様式になっています。できるだけ自分で作成して、申告の期限内に提出しましょう。郵送(〒351-8601 朝霞市本町 1-1-46 朝霞税務署 個人課税部門あて)でもできます。

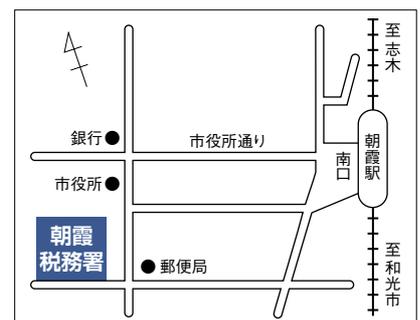
申告用紙は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください。

e-Taxについての詳しい情報は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

また、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で所得税の確定申告の作成ができます。

### 朝霞税務署



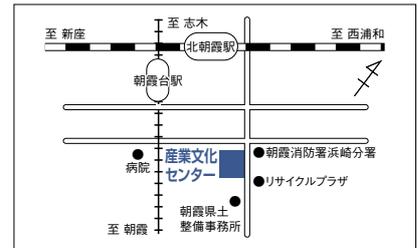
確定申告に関する問／朝霞税務署 ☎467-2211 (申告案内窓口)

# 市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

## 市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館 5階大会議室	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く) ただし3月3日(日) 午前9時～午後4時は受け付けを行います。
産業文化センター 2階研修室	2月27日(水) 午前9時30分～午後4時

## 産業文化センター



給与と所得者および年金所得者の所得税還付申告についても、上記のとおり受け付けています。

※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署での受け付けとなります。

市民税・県民税の申告に関する  
問/課税課 内2233～7  
☎463-2852～3

## 申告が必要な方

- 平成25年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成24年中に所得のあった方(アルバイト・パートによる所得があった方も該当します)
- 平成25年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

## 申告が不要な方

- 給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
- ※給与支払報告書は、平成25年1月1日現在お住まいの市区町村に送付されることになっています。
- 所得税の確定申告(還付申告を含む)をした方
  - 同一世帯内のどなたかの扶養になっている方(世帯が別の場合は申告が必要な場合があります)

## 申告に必要なもの

- ①印鑑
  - ②給与所得者または年金収入のある方は平成24年分源泉徴収票等
  - ③事業所得等その他の所得のある方は帳簿類など所得金額が証明できるもの
  - ④平成24年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険料(料)・長寿(後期高齢者)医療保険料および介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
  - ⑤平成24年中に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
  - ⑥医療費控除を受ける方は、平成24年中(1月1日～12月31日)に支払った医療費の領収書(保険等で補てんされた金額がある場合は、金額のわかる書類等)
  - ⑦障害者控除を受ける方(被扶養者を含む)は身体障害者手帳など確認できるもの
  - ⑧学生の方は、学生証または在学証明書
- ※郵送で申告される場合は、源泉徴収票・その他各種控除証

明書および領収書を必ず同封(のり付けをしないでください)してください。

## 申告されないと・・・

- 申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- また、収入のなかった方についても、申告をしていただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。
- ご家族の方があなたのことを税法上の扶養(申告や年末調整などで扶養に入れることで、社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります)に取りもれている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要となります。

## 確定申告不要制度(平成23年分から)

公的年金等に係る雑所得を有する方の中で、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告書の提出は不要となりました。

## 市民税・県民税の申告が必要な方

- 上記に該当する場合で、所得税の還付および確定申告の提出が控除適用要件となっている控除の確定申告をしない方(上記に該当する場合で、確定申告をすることによって源泉徴収税額を超える方は、確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告をする必要があります)
- 上記に該当する場合で、公的年金等の源泉徴収票の社会保険料等の控除額に変更または追加がある方

## 市民税・県民税の申告が不要な方

- 上記に該当する場合で、公的年金等の源泉徴収票の社会保険料等の控除額に変更または追加がない方

## バイク・軽自動車の廃車・名義変更手続きは済んでいますか?

### 軽自動車税に関する

問/課税課 内2232 ☎463-2851

軽自動車税は、毎年4月1日に次のものを所有している方に課される税です。自動車税と異なり、月割りで課税する制度がないため、4月2日以降に廃車および名義変更の手続きをした場合は、1年分課税となります。

### 課税対象車両

- 原動機付自転車(排気量125cc以下の二輪車等)
- ミニカー・小型特殊自動車・軽自動車(二輪・四輪)
- 二輪の小型自動車(排気量250ccを超えるもの)

### 手続きは確実に!

毎年4月1日に、対象となる車両を所有していない場合でも廃車等の必要な手続きをしていないと課税されてしまいます。「すでに廃棄処分した」「盗難にあった」「他人に譲った」等の場合には、廃車や名義変更の手続きが必要で、特に、盗難の場合、警察への届け出だけでは廃車となりません。

また、市外へ転出される方も、住所変更等の手続きが必要です(県外の運輸支局や軽自動車検査協会手続きをされた場合は、税申告書を課税課庶務係へ送付してください)。

なお、手続きの代行を依頼した方は、それが完了していることを必ず確認してください。

手続きを確実にしないと税金がかかるばかりでなく、トラブルの原因にもなります。早急に手続きをしましょう。

### 手続きを行うところ

- ①原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー…課税課
- ②軽自動車四輪…軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所  
☎049-258-8011
- ③排気量125ccを超える二輪車(軽自動車二輪・二輪の小型自動車)…関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所  
☎050-5540-2029

※テープ対応後、オペレーターにつながります。